

# N・ドラマール『ポリス概論』と「教育」

－18世紀フランスにおける統治理論と家族－

教育学コース 白 水 浩 信

Education in N.Delamare's *Traité de la Police*

: Family and Governmentality in Ancien Régime

Hironobu SHIROZU

This paper is a historical study on the police of family and education at the beginning of the 18th century in France. The *police* was, according to N.Delamare in his *Traité de la police*, understood as public laws and orders for regulating and supporting each habitant. His work treated of wide ranges concerning the life of people ; religion, moral, health, food, security, science & liberal arts, commerce, manufacture, servants & domestics, highway and pauper. One of the sources of police was fundamentally the law of nature which consisted of three principles ; religion, self-love and sociability. His thought of general police stood in the connection between self-love and sociability, in other words between privacy and publicity.

Duties of police was usefully explained related to the idea of family, as little States and seminar of the State. The family was said to be public as well as particular in the expressions. It proved to be proper for police. It was very important for police to govern and protect marriage, procreation and education. The education meant, in his *Traité*, the formation of children's mind by correction and recompense founded in the parental authority.

The family and education was not only regulated by the society and the State, but gave some models to them in the theory of police. Seminar of the State is significant, where police must view over every life restlessly just as education of children. Namely Delamare's police could be thought of "grand education" of many little States in the State.

を起してはならない<sup>1)</sup>。

## 目 次

- I. はじめに
- II. N・ドラマールの生涯
- III. 『ポリス概論』の構成
- IV. ポリス総論
  - A. 自然法の要請
  - B. 家族という小国家(petits États)
- V. 小括 - 権力の無限小と無限大

## I. はじめに

望みのあるうちに、自分の子を懲らせ、これを滅ぼす心

周知の通りこれは、『旧約聖書』「箴言」の一節である。もちろん、『聖書』に関する専門的な釈義は、筆者の手に余るものであるから、取りあえず文字通りに受け取っておくしかない。

しかし、わざわざこの一節からはじめようというのは、これから紹介するニコラ・ドラマール『ポリス概論 (*Traité de la police*)』<sup>2)</sup>（以下『概論』と略記し、〔 〕内はその頁数である）における「教育 (éducation)」が、ここに象徴的な像を結んでいるからである。後述することになるが、ポリスの総論は「箴言」からとったこの一節をその親子関係論の手引きとして引き取っていく。そ

してこの一節こそ、懲治と殺意の間に揺れ動く親子関係を言い尽くしているのではなかろうか。

ドラマールのポリス論に現れる「教育 (éducation)」は、この一節をはじめとした『聖書』の文言と、「異教徒 (Payen)」の著した古典古代のテクストを典拠しながら展開していく。いや、そもそもそのすべてが、「歴史と事実」にのみ基づくことで述べられねばならないとされるのだから [préface, p.xii]<sup>3)</sup>、教育についてもこの叙述スタイルを踏襲しているのだろう。ドラマールの提示する典拠を丹念に調査・検討することが今後必要になるのだが、目下のところ、その膨大な欄外註をも視野に入れた分析は課題とするほかない。だが、こうした作業を脇に措いてもなお、その家族観、子ども観、教育観は、総論部分においてすら明瞭に読みとることができる。それが、先の「箴言」の一節に結晶していると筆者は考えるのである。

つまり、その総論においてまず注目すべきは、彼のポリス論が、冒頭からしてすでに、家族という「小国家 (petits États)」の位置づけを議論しなければならなかったという点である [pp. 8–12]。当然、何故、ポリスの総論が家族とその「教育」に帰着していかねばならなかったのかという素朴な疑問が生じる。だがここで、端緒についたばかりのこの研究から即断することは避け、近代ポリス論研究の何度も立ち返るべき係留点として念頭に置くこととし、本稿では、ポリス総論にあらわれる家族、子ども、そして教育の相貌をドラマールに即して検証してみるつもりである。

前稿において筆者は、ドイツ官房学研究を援用しながらそのポリツィアイ学 (Polizeiwissenschaft) の諸相に焦点を当て、粗削りではあるが、ポリス論研究における一応の分析視角と展望を示唆した<sup>4)</sup>。本稿では、これを承けて、18世紀初頭のフランスにおけるポリス論の典型とも言うべき、ドラマールの『概論』の大まかな紹介を中心に議論を進めたい。まずは、ドラマールの経歴を参照した上で、その目次にしたがって『概論』を総覽しておこう。さらに、冒頭の総論に掲げられた自然法に関するいくつかのテーゼに眼を通した後、これらを散見する限りにおいて見えてくる、その家族や教育についての見解を検討する。その際、M. フーコーの議論との関連についても言及できればと考えている。

## II. N・ドラマールの生涯

わが国の教育史研究においては馴染みの薄い、この行政官の経歴について若干の補足をしておく必要があるだ

ろう。だが、彼の生涯は闇に包まれているといった方が適切で、管見の限り、伝記などのまとまった先行研究、史料などは極めて少ない。それゆえ、彼の「穀物取引」に関する見解を経済学説史の分野から扱ったCh. ミュザールの研究、『18世紀フランスにおける穀物取引統制ードラマールの学説<sup>5)</sup>』は、極めて貴重な手がかりとして位置づくものである。この研究によれば、ドラマールの生涯は1738年版の『概論』第VI巻の贊辞の中に収録されているという。この第VI巻は、協力者であるL. デュブリエ (du Brillet) によって、ドラマールの死後10年以上経ってようやく上梓されたもので、彼の足跡を知る上でも貴重な史料であると言えよう。

1639年、王室検事 (Procureur du Roi) などを歴任した父ギヨーム (Guillaume) の長男として生まれたドラマールは、幼き折に父を亡くし、叔父シャイヨー (Chaillot) に引き取られることになった。幼少の頃から、その読書癖は叔父も手を焼くほどであり、叔父の失墜・破産の後も独り学究を培い続けたという。

官職に就いてからのドラマールは、その法令や慣例に精通していたことを高く評価され、重要な任務を多く果たすこととなった。ナントの勅令廃止 (1685) と相前後してカルヴァン派をめぐる宗教問題に携わり<sup>6)</sup>、頻発する公金横領事件の調査・返還に努め、穀物の不法騰貴に端を発した農民暴動を鎮圧するために地方を駆け回ったりもしたようである。

そして1677年、パリ高等法院長官G. ドラモワニヨン (de Lamoignon) は、「わが家のようにパリを知り」、「公法のすべてを集成する」計画を立案し、ドラマールに助力を求めたのであった。いったんは辞退するドラマールであったが、長官個人の蔵書のみならず、J.B. コルベール (Colbert) の収集した蔵書、主な公文書館すべての閲覧を許され、『概論』の執筆に着手する。『概論』の夥しい欄外註こそはその証であり、これに眼を通すだけに、ドラマールが当時フランスで入手しうる限りの文献、ほぼすべてを閲覧したことは想像に難くない。このことは逆に、これらの書庫にどのような書物が並んでいたかを知る重要な手がかりであるともいえよう。

このような経緯に基づいて、その第一巻が1705年に、第二巻が1710年、第三巻が1719年に刊行された。いずれも、500頁にも上る膨大な著作であり、しかも彼自身によって増補された第2版の体裁は、二つ折り判のまさに大著と呼ぶに相応しい書物である。この『概論』をはじめとした彼の功績に鑑み、政府は1,000ルーヴルの年金を支給し、劇場入場料の九分の一をオテル・デュー (Hôtel-Dieu) ならびに、ドラマールに与えることとし

た<sup>7)</sup>。そして、1725年、84歳にしてこの世を去ることになったのである。

こうして編まれた『概論』は執筆中からして高く評価され、18世紀を通じて、行政官や学識者らによって法典や施政に関する汲み尽くしえない宝庫として利用された。そのポリスの分類は、18世紀末においてすらなお最良のものであると評され<sup>8)</sup>、今日においても18世紀以前のフランス史を知る重要な史料として位置づくものである。

だが、この彼のポリス論に猛烈に反発したのが、F.ケネー (Quesnay) の繼承者として知られる重農主義者たちであった。「ポリスを廃して、自由を設立しよう」という彼らの標語は端的にそれを物語る。こうした論争にここで深く立ち入ることはできないが、農産物をはじめとしたその管理や規制に関する両者の見解が決定的に分かたれていたことだけは確かである<sup>9)</sup>。ちょうどその頃、イギリスでは、フランスから伝來した「自由」の対立物としてある種の嫌悪感を以てポリスは迎えられていたのであるが、その事情はフランスの重農主義者らにとっても変わらなかったようである<sup>10)</sup>。だが、19世紀、そして20世紀の福祉国家の歴史を紐解くとき、両者の齟齬が、むしろ「社会的なもの (le social)」というアマルガムを形成していく過程を思えば、「自由」の対極としてのポリスという理解にわれわれは慎重でなくてはいけない<sup>11)</sup>。

### III. 『ポリス概論』の構成

まずは、増補されたアムステルダム版の目次にしたがって、『概論』の構成を見ていくことにしよう。この目次は比較的詳細なもので、全体の構成を知る一つの手がかりとして重要である。

この版による限り、卷 (livre) の構成は、第Ⅰ卷「ポリス一般、ならびに行政官・吏員 (De la Police en general, & de ses Magistrats & Officiers)」、第Ⅱ卷「宗教 (De la Religion)」、第Ⅲ卷「習俗 (Des Mœurs)」、第Ⅳ卷「健康 (De la Santé)」、第Ⅴ卷「食糧 (Des Vivres)」という具合になっている。この『概論』は未完に終わったのだが、それにしてもこの第Ⅴ巻が「食糧」で終わっているのであるから、当初の計画からすれば、ポリスで扱われるべき事柄の半分ほどが述べられたに過ぎない。つまり、彼のポリスの分類からすれば、救貧をはじめ、治安、自由学芸、商業、手工業、家政、道路管理といった領域が、未だ手つかずのままに残されている。ただし、道路管理といった主題に関しては、先のドラマールへの賛辞が述べられている、1738年版の

第IV分冊 (tome4<sup>12)</sup>) に見出すことができるるのであるが、おそらく、これはデュブリエによるものであろう<sup>13)</sup>。

初版本がどのような構成になっていたか、気にかかるところであるが、取りあえずここでは、このアムステルダム版に基づいてさらに詳しく見ていくことにしよう。

第Ⅰ巻は、10頁あまりのポリスに関する総論が述べられた後、エジプト、ヘブライ、ギリシア、ローマのポリスの歴史が参照され、さらに、フランスにおけるポリスの進展、とりわけパリのそれが詳しく述べられている。その他、司法・行政制度に携わる者にとっての便宜が語られ、200頁をこえるこの第Ⅰ巻は終わる。

宗教を扱った第Ⅱ巻、習俗を扱った第Ⅲ巻は、古代ギリシア・ローマの異教徒たちが、「自然な生命 (vie) の維持」をポリスの対象の筆頭に掲げたのに対して、キリスト教徒のポリスは、「魂 (âme)」の方を先に取り扱わねばならないという見解に基づくものである。ギリシアのポリスを重用するドラマールであったが、この点の修正を「貧民 (Pauvres)」の項目の追加と並んで、古代と当代のポリスを隔てる違いだと考えているようである [pp. 3 – 4]。

このような経緯から、「宗教こそは、ポリスの第一にして根本的な対象」だとするドラマールは [p.249]、ポリス各論の起点を宗教にあてた。この宗教の巻は、すでに『狂気の歴史』のなかでフーコーが、「監禁のもつあらゆる道徳的主題が表明されている」としながら重視していた通りである<sup>14)</sup>。この巻の項目 (titre) は、異教徒、ユダヤ人、異端者、背教者・異端再転向者 (Relaps) といった、宗教生活における「逸脱者」を語ることから始まり、日曜日や祭日、悔悛といったものの監察が述べられていく。

これに習俗に関する第Ⅲ巻が続く。まず、豪奢との闘いにはじまり、宴会、見世物、賭博、売春、冒涜を取り扱い、魔術や占星術といった世界にまで筆は及ぶ。この巻の分析は、今ここで立ち入らずに稿を改めて行うつもりであるが、例えば、その「身持ちのよくない女 (Femmes de mauvaise vie)、放蕩・売春の場」についての項目には、売春婦がその報いとしてサルペティエール (Salpétier) に監禁される旨が述べられたり、「よき司牧者の娘たちの修道会 (Communauté des Filles du Bon Pasteur)」といったいわくありげなものまで飛び出してくる。

このような売春・放蕩に関する記述は、J.P.フランク (Frank) の『医療ポリツァイ』(1779–1819) にも現れており、ポリスの重要な主題であったことが伺い知れる<sup>15)</sup>。しかも、この『医療ポリツァイ』においてはもち

ろん、これは単に「習俗」の問題ではなくなっている。つまり、ドラマール自身、第IV巻で扱われる「健康」という観点からもこの主題を捉えているのである。彼は、結婚年齢の調整によって、出生（naissance）と市民の数を適正に維持することができるという観念を抱いており、その意味でも、「女っぽい男」と「売春婦」は、すべて生殖・生産の敵と見做し、厳罰に処すべきだとした [p.3]。習俗の問題が、徐々に18世紀を通じて、「衛生」という新たな装いを呈して現れはじめた。医師S.A. A.D. ティソー（Tissot）の著名な『オナニスム（L'Onanisme）』(1760) に代表される、自慰に関する医学神話もまたこれと同じ土壤に育まれたのであり、この主題に取り憑かれたかのような闘いのなかで、人々は子どもの「生態」に出遭っていったとしても過言ではない<sup>15)</sup>。つまり、このような事態は、出産と再生産をめぐる家族の領域において始まったのであり、「人口」という一見別の命題が統治論のなかに組み込まれていく過程と並行しているのである。そのような側面を探求することこそ、近代ポリス論研究によって「教育」を読み解いていく作業の一つの課題でもある。

この次に述べられるのが、第IV巻「健康」ということになる。ここでは、空気、水、パン、その他の食物がこれに続き、薬、医療、瘤病、伝染病（ペスト）といった事柄も扱われる。「危険の予防」こそが、ここでのポリスの払うべき中心的な配慮だとされるのだが、そのうち、病気に関するものがこの巻の眼目で、暴力や犯罪といった点については、第VII巻「治安」に譲られる [p.478]。さらに第V巻で「食物」について詳細に検討されるのだが、穀物を中心としたありとあらゆる食材について、延々2,000頁近くを費やしていることになる。

その先の巻が、どのようにになっているのか、あるいは、どのように構想されていたのかは、概ね、序文をもとに『概論』を分析した拙稿の通りである<sup>16)</sup>。若干の補足を加えるなら、ドラマールは、「貧民」に関するポリスを他のポリスの諸領域を横断するようなものとして構想し、慈善という観点から言えば「宗教」の項目、怠惰や無節操という点なら「習俗」、空気を汚し、疫病を蔓延させる点からなら「健康」という具合に、それはポリスの一つの要に位置していた。それゆえ、これを特に独立させて最終巻で扱うつもりであったらしい [p.4]。完成しているとすれば、非常に興味深い巻になっていることであろう。

#### IV. ポリス総論

この『概論』の冒頭は、プラトンの『国家』をモチーフに次のくだりではじまる。

社会への愛（Amour de la Société）を人は生まれながらに携え、はじめてこの地上に住もうたそのときより、相互救済を絶え間なく必要としている。家々を相近づけ、相結びつけんがために [p. 1]。

そして、この社会の第一の目的は、快適で穏やかな生活ということになるのだが、脆くもそれは、自尊心（amour propre）や情念、誤謬の前に崩れ去り、混乱と分裂へと転落することになる。ドラマールによると、ポリスを導く法の役割は、これを修復し回避することにあるわけだが、その構成はいかなるものであろう。総論において、このポリスの法の構成を体系的に彼は提示しているので、以下、その骨子を概観することにしよう。

##### A. 自然法の要請

ポリスに関わる法の汲み取るべき淵源は、三つに分類され、I. 神聖なる自然法（droit divin naturel）、II. 神聖なる成文法（droit divin écrit）、III. 人為的に制定された市民法（droit civil d'institution humaine）からなるという [p. 4]。そのうち特に、筆頭に掲げられた自然に定められた法についてドラマールは、その根拠や目的、効力、由来といったことを、もはや定かに説明することはできないとしながらも、その重要性に疑問の余地はないとする。

さらにこの自然法は、三つの原理によって構成され、それらは、1. 宗教（religion）、2. 自尊心（amour propre）、3. 社会性（sociabilité）と呼ばれる。先に社会を壊乱するとさえされた、「自尊心」がここに含まれていることに驚きを禁じえないのだが、もちろんドラマールは、「正しき理性に照らし出された」と抜かりなく補足している [p. 5]。ここで、近代ポリス論は人の本性としての愛や欲望を活用せずにはおかないと、一つの「欲求の政治学」として現出するという前稿における指摘を想起してもらいたい<sup>17)</sup>。そのことが端的にこの「自尊心」ないし「自己愛」という表現に表れているのだが、さらに、ドラマールの敷衍するところにしたがって、詳しく見ていくことにしよう。

最初の宗教に基づく原理は、「人が神に対してなさねばならぬことを目的とする」と言われるように、礼拝や崇拜といったことを要請している。では、この「神への

「服従」に続く二番目の「自尊心」の原理は、いかなるものなのか。それは次のような二つのテーゼで述べられる。

自然法の第二番目の原則である、人に関わる義務の最初のものは、自分自身との関連で、その固有の本性 (nature) と感情についての正しき観念を抱こうと努めることにある [p. 5]。

そして、二つめはこうである。

二つめの人に関わる義務は、この同じ原則に則って、その存在が神から受け継いだものであることを確信することにある。造物主に負うたる聖なる預かりものとして、したがって、その生命の維持に心を配らねばならず、勤勉なる労働によって、その本性 (nature) の秀逸さに値する行為をなさんがために、その本来の素質 (dispositions naturelles) を伸ばさねばならぬのである [p. 5]。

ドラマールは、この規定を「汝、自身を知れ (Γνῶθι σεαυτὸν)」という、かのデルフィの神殿に刻まれた神託の解釈をモチーフに展開している。もちろんここで、かつてフーコーが「自己のテクノロジー」のなかで問題化しようとした、その系譜にまで立ち入って検討することはできないが<sup>18)</sup>、この箴言から筆者は、19世紀イギリスの公教育設立に尽力した、J. P. ケイ＝シャトルワース (Kay-Shuttleworth) の「古代の哲学者の格言」によって説かれた、己を知るとは、個人に当てはまる以上に社会にあてはまる教えるである<sup>19)</sup>」という見解を思い起こす。というのは、何もこの箴言の解釈をめぐる二律背反を強調したいのではなく、このドラマールの理解、そして幾分かの変容を遂げてしまったケイ＝シャトルワースの理解、いずれもが、その社会秩序創設の礎に「自己の自己に対する認識」を自覚的に用いようとしている点に注意を促したいのである。

だが、そのことをいっそうよく理解するためには、この「自尊心」に続く、「社会性」に関する規定を参照していかねばならない。

人は、彼自身のために生まれてきたのではなく、その同胞と社会に生きていくことを宿命づけられている。自然法の三つめの原則である、この社会こそは、人生の喜びと楽しみに不可欠のものである [p. 6]。

このように定められたドラマールの社会性は、さらに分枝して次の下位規定から構成される。

1. 何人をも害してはならない。
2. 自分自身で耐えうことしか他人になしてはならない。
3. もし何らかの害をなしたり、何人か、あるいはその人格、その名誉、その財産に損害を与えた場合は、即座に全力を傾けて償うこと。
4. 他人をまったく苦しめないというだけでは十分ではなく、なしうる限りの善を彼に施すべし [pp. 6 – 8]。

十戒、山上の垂訓、プラトン、アリストテレス、ストア派、そして、T. ホップズ (Hobbes) など、様々なテクストを典拠に、その自然法における「社会性」を敷衍するドラマールなのだが、特にここで注目されるのは、「イギリスの哲学者 (Philosophe Anglois)」として紹介されるホップズとの関連である。ドラマールの掲げる「自分自身で耐えうことしか他人になしてはならない」という規定の典拠は、容易に想像がつくように、『新約聖書』の「マタイ 7–12」あるいは「ルカ 6–31」である。「何事でも人々からしてほしいと望むことは、人々にもそのとおりにせよ<sup>20)</sup>」と訳出されるこの一節は、ドラマールの引くホップズ『市民について』(1642) 第3章第26節、あるいは『リヴァイアサン』(1651) 第15章にも現れる。ただし、これをまったく反転させ、「あなたが自分自身に対して、してもらいたくないことを、他人に対してしてはならない<sup>21)</sup>」という形で述べられる。しかも、ホップズにとってこの一節は、自然法の「わかりやすい要約 (easy sum)」なのであり、「もっともとぼしい能力にさえ理解できる」自然法の本質なのである。

おそらく、同時代のテクストをあまり用いようとしないドラマールも、この一節はひどく気に入ったのであろう。その社会性の第二規定として、すべて大文字で強調して掲げている。さらにいっとう興味深いのは、ドラマールによる『リヴァイアサン』の該当箇所の仏語訳である。

他者に対してなそうと思っている事柄が、自然法に則ったものかそうでないかを不審に思った者は、自らをその他の位置に置いてみるとことである。なぜなら、自尊心や情念は天秤を一方の側に強く傾けさせるものなので、人はいわばもう一方の側に移ることで、理性がわれわれに命じるところを容易に見出すことになる [p. 7 (ただし、傍点は筆者による)]。

既述のとおりドラマールは、「自尊心 (amour propre)」というものを非常に重視していたのであるが、ここで訳されているそれは、『リヴァイアサン』において「自愛心 (self-love)」と言われるものに対応する<sup>22)</sup>。

そうすると、自然法の二つめの基底に横たわる、「自己の自己に対する関係」を創出する「自尊心」の原理とは、「自己愛」のことにはかならず、それが「正しき理性に照らし出された」ものであろうとすれば、自己を他者に置き換えるながら繰り返される秤量が必要になるというわけである。それゆえ、ポリスにおける「自尊心」の活用は、「他者」という装置<sup>ソシエビリテ</sup>の下に「自己愛」を変成させることにはかならず、社会性<sup>ソシエビリテ</sup>という見地は、いっそう明瞭に、「自らをその他の位置に置いてみる」という作業の重要性の上にそれが築かれ、是認されるということを告げているのである。

このような「自尊心」ないし「自己愛」と、「社会性<sup>ソシエビリテ</sup>」の結合こそは、統治の用いたテクノロジーの一つに数え上げられるべきものであり、個人とその生活に関わろうとする統治上の配慮、すなわち、ポリスの合理性をも提供した。とりわけ、社会性<sup>ソシエビリテ</sup>の四つ目の規定は、ポリスの営みそのものの根柢にさえなっている。ドラマールはその序文の中で、「ポリス固有の目的は、人間をその生(vie)において享受しうる、最高の完全なる幸福に導くことにある」と宣言していたが〔preface, p.ii〕、この政治の客体と見做された人間の幸福とは、常にすでに「社会」に生きていく宿命を背負った人間の幸福の謂いなのであり、個人と社会の効用の相関を規定しうる、社会性<sup>ソシエビリテ</sup>の観点の導入によって実現したポリスの合理性の表明なのである<sup>23)</sup>。

こうして散見する限りにおいて、ドラマールの目論見は、ポリス総論を自然法体系の上に打ち立てることにあつたわけだが、それゆえにまた、自然法の公理のうちでも近代ポリス論に親和的な構成要素が、ひときわ純化された形で表出した。おそらくこれらは、自然法思想の拡がりからすれば、首尾よく精選されたといつても過言ではない選択的公理であり、そのことがむしろポリスの骨格を鮮明に描き出してくれる。その最たるもののが、「自尊心」と「社会性<sup>ソシエビリテ</sup>」という至上命題の連結であったわけだが、これらは自然法という演繹的体系で構成されることで、些細な個人の生活をくまなく包含しうる理念的可能性を与えた。そして、これを教え導くことこそはポリスの合理的任務であり、個別な生を統治の客体とするということ自体への懷疑、つまりポリスの合理化という課題は転倒し、個別な生を合理化するという別の目標の背後へとずらされてしまった。このことを別の觀点からいえば、人の願ってやまない幸福のいくつかの型を自明化し、規範化してしまうという結果を招來した。

こうして、彼の自然法の三つの基本原理は、個別な幸福を相対化する一方で、それを客体化する極めて純粹な

理念的編制を見事に描出していると見做しうる。もちろん、それはあくまでもポリスの携わるべき領域を、条件でもあり目的でもあるような形で開いたに過ぎず、これからいくつかのラインにそって、ポリスは具体的に作用していくかねばならない。だが、総論において見出された他者性による自己の再構成は、そこに神の加護をも取りつけつつ、ポリスの領域を非常に目的志向的なものとして現出させた点は看過すべきでない。こうした背景の中でポリスに課された任務とは、よき司牧者(Bon Pasteur)のそれのごとく、人々の生来の素質(dispositions)を顧みつつ、その目的とする自らの幸福に必要なもの(biens=善)を得さしめ、彼のため、そしてその幸福の実現と維持のために、何事も厭わず不寝番(veiller)を続けるといったものになる〔preface, p.iii〕。それがまた、社会や国家という群全体のためでもあるのだから。

#### B. 家族という小国家 (petits États)

さて、このように自然法に関する社会性<sup>ソシエビリテ</sup>の一般的議論にまで到達したドラマールは、急に、次のように話を展開しはじめる。やや長くなるが引用しておこう。

この地上の住民が増殖していったのち、人類の一般的社会(société générale)は、家族という資格の下にいくつもの個別的社会(societez particulières)から構成された。これらの家族とは、相互に独立した多くの小国家(petits États)、ないし小政府(Gouvernemens)のようなものであり、結婚という神聖にして解消し得ない絆からはじまる。それぞれの家父は、そこに主権行使し、その家族の君主(Prince)であり、司祭(Prêtre)であり、あるいは供犠者(Sacrificateur)なのである。そしてその妻は、その世上権にとっての伴侶であり助力者であり、二人は、子ども、召使、家事使用人を臣下としてもつ。この家族、あるいは小国家もまた、自然法と統治の一般的規定にのみ基づき、その構成員と満たすべき義務を保持するのである〔pp. 8-9〕。

われわれはここに、「小国家」という表現に集約された家族と国家のアナロジーを容易に見て取れる。もちろんこのアナロジーは、ポリス固有のものではないのだが、海老原明夫氏が論じたドイツ・ポリツァイ学がそうであったように、近代ポリス論は、概ねこの家族=国家アナロジーを好んで採用し、家族をその統治論の要として位置づけた<sup>24)</sup>。まして、ドラマールの家族は歴とした一定の権力関係を保持する一個の「社会」であり、一般的(大)

社会の構成要素として捉えられていた。つまり、自然法の、そしてとりわけその社会性<sup>ソシャビリティ</sup>の実現は、家族という社会、あるいは「小国家」において示されるものであり、それは、ポリスの対象たる個別の実践の世界であるのみならず、そのよきモデルをも提供するのである。だが、もう少し詳しく見ておくことにしよう。

家族という「小国家」のあらましを述べたあと、さらに精密な家族関係の分析にドラマールは入っていく。まず、夫と妻の結合は極めて緊密なものであって、その点は自然法に合致したものであり、肉体と人格の一体化こそ夫婦は実現せねばならないのだと告げられる。進んで、「イエスが教会を愛するように、夫は妻を愛し、その妻もまた終生その夫に身を委ねる」という夫婦関係の最上のモデルを提示した上で、両者の主従関係よりはむしろ、その情緒性や平等性を強調する。それはまた、夫にとって、その父母をも含めたすべての貴重なもの断念の上に打ち立てられるべきものであり、そこに得られる夫婦の調和(harmonie)こそは、家族の平穏と安らぎのためのみならず、公共のそれにとっても不可欠なものだとされる [p. 8]<sup>25)</sup>。

このように婚姻が公的秩序の基盤であることを確認したのち、ドラマールはさらに親子関係の議論へと分け入っていく。即座に、「子どもの出産(procréation)こそは、男女のこの聖なる結びつきの根本的目標である」と明言する彼は、この真理こそ自然法の根幹の一つであるとさえ断言する [p. 9]。当然、「産めよ殖やせよ(Servandis et augendis civibus)」の声が、ここに反響しているわけだが、「貞節な両親の子は、恥すべき結婚や犯罪の落とし子よりはるかに高貴で自然なのだ」と言われるわけだから、単に繁殖すればよいというわけでもない。そこで、その点に関して、子どもに対する小国家の義務が三つの原則としてまとめられる。それらは、1. 幼年期の管理(gouvernement), 2. 食物と衣服, 3. 教育(éducation)だとされる [p. 9]。そして、特に、三つめに挙げられる「教育」こそ最も重視されねばならないとされる。

他の獣に反して、人間だけが極めて無力な状態で産まれてくるという認識から、その父と母に子どもの身体と生命の維持に関して責任が生じてくるという。だがそれは、実は根本的な義務ではない。

両親は、よき教育によって子どもの精神と心を形成することに、とりわけ励まねばならぬ。いつしか、子ども自身にとって、そして家族と国家にとっても有益な存在たりうるために、その魂の天分を育み、完成させねばならない

[p.10]。

このように精神的側面を重視しながら、徐々に、ドラマールの「教育」論は過熱していく。『聖書』は、小国家の根本的な責務を履行するための、その父母への助言と教訓で満たされているとしながら、「箴言」のこれに関連する記述を集めて次のようにその指針を明らかにする。

ソロモンは言う。本当に憎んで子どもを罰してはならない。むしろ逆に真実の愛で子どもを愛し、その教育の満ることなきよう不寝番を行い(veiller), 些かも大目に見ることなく、子どもたちの勝手気儘になすにまかせず、あまりの寛容によってあなたの躰(discipline)から逃れさせないよう充分気を配りなさいと。あなたの息子は、少しくらい罰せられたくらいで死なないのでから、笞で彼を打ち、いくらか殴り、そうすることで地獄からその魂を救い上げ、この理性的な厳しさによってそこに転落するのを妨げるのです [p.10]<sup>26)</sup>。

これにはほとんど峻厳というほかないのだが、もちろんドラマールは、気性の激しい父母が怒りにまかせてこの権威を濫用し、我が子を打ちのめし、絶望の淵へと叩き込み、不具あるいは死に至らしめることを懸念する。それゆえ、懲治権(pouvoir de la correction)を与えた神は、同時に節度を守るべきことを告げてもいるのだと補足し、その端的な表れが、この論稿の冒頭に掲げた「望みのあるうちに、自分の子を懲らせ、これを滅ぼす心を起してはならない」という「箴言 19-18」の教えに見られるものと考えているようである。ドラマールは、この一節に集約される一連の懲治権の議論を「子どもの教育の一般的訓戒」として捉え、続いてこれに褒賞の議論を付け加えようとする。

これを要約すれば、以下のようになるだろう。子どもにその年齢相応の褒賞を与えること、そのことによって、子どもの競争心を刺激し、与えられる名誉を求めてそのよき手本へと駆り立てなければならない。叱るにまかせて、我が子を失望させたり、課題(étude)を嫌わせたりしないよう、充分に配慮しなければならない。ある時はこれを乗り越える喜びを覚えさせ、またある時は敗北する屈辱を覚えさせるよう、励まし、元気づけていくよう努めねばならない。そうすることで、やがて、それが仕事(travail)ではなく、些かも強制されることのない気晴らし(divertissement)となっていくだろうというわけである [p.10]。

こうした子どもの懲罰から褒賞に關わる「教育」は、ほかの点では様々な相違を見せる諸国家においてすら、共通の義務であるとドラマールは説き、「生來、幸福な素質を携えて生まれてくる者たちの教育を、もっと細心に一刻も眼を離さずに見つめて (veiller) いかねばならない」と力説する [p.10]。

さらにこのような教育の公共性をも支持する見解を示したのち、彼は、結婚という紳で結びついた家族という小国家が、「より大きな国家の苗床 (Seminaire)」であるという視点に帰着していく [p.11]<sup>29</sup>。このような見解はもちろん、伝統的政治学における古代ギリシアの権威のうちに見出され、この小国家が君主制に比すべき「家政 (Œconomie)」であるという認識に依拠したものにはかならない。

だが、家族を「國家の苗床」だとする隠喩を前にしたとき、「学校は國家の苗床」、あるいは「学校はポリツィイの苗床」と呼ばれた、教育にことのほか熱心であったというルター派諸領邦に伝わる慣用表現が想起される<sup>30</sup>。おそらく、これら一連の「苗床」隠喩が17世紀頃から頻出するのは、栽培されるべき苗木としての子どもを核にしながら、家族と國家のアナロジーのいっそうの強化、両者の関係が文字通り連結・連動していく局面にさしかかっているからではなかろうか。そして、近代ポリス論においてそのことはなおさら顕著であり、家政学との融合が意識的に計られ<sup>31</sup>、あるいは、このドラマールの『概論』のように、冒頭からして「家族」を論じ、しかも、懲罰と褒賞に象徴された、家族における子どもの「教育」が詳述されねばならなかったりする。

こうしてポリス総論に表明された小国家たる家族について概観してきたのだが、ここで理解すべきであるのは、家族もまたポリスの淵源とされた自然法に則らねばならないということのみではない。むしろ、ポリスの提示する一連の原則、神への忠誠、自己への愛、そして社会性といったものの一つの具体的実践のモデルを、家族は提供していると見るべきで、「教育」はその最たる範といえるだろう。

総論部分の最後の行には、家々の小さな家長どもが、その共同の便益や防衛のために、結合したり征服し合った挙げ句の果てに国家が成立し、これら国家は、自然法に由来したポリスの法を家長らに書き留めさせた旨が述べられている [p.12]。つまり理念的には、家族における習俗と行為を規制し、そのすべての欲求に応えんがために、ポリスと呼ばれる法が編み出されたことになる。それゆえポリスの営みは、諸家族間の関係調整はもとより、個々の家族の営みをも援助する体制を指示しており、

さらにその家族の基盤となる夫婦関係の最大の目的がその子どもの出産と養育だとされるのだから、いきおいその「教育」は、ポリスの最大の関心事と化してしまう。それは単にポリスの対象と言うにとどまらず、先に掲げた、「その生來の素質に顧み、その幸福に必要なものを得さしめ、彼のため、そしてその幸福の実現と維持のために、何事も厭わず不寝番 (veiller) を続ける」というポリス一般の任務が、小国家における親の子どもに対する責務、とりわけその不寝番 (veiller) を旨とする「教育」の姿と酷似してしまうことからみて、ポリスのよきモデルをも提供しているとさえ言えよう [preface, p.iii, pp. 9–10]。するとポリスの営みは、逆に、〈大きな教育 (grande éducation)〉といった様相を呈するといっても過言ではあるまい。

## V. 小括—権力の無限小と無限大

「神は細部に宿り給う」という格率は、ポリスについても妥当するかに思われる。かつてフーコーは、その『監獄の誕生』のなかでこのポリスの営みにふれ、「ポリスをもってすれば、われわれは無限の取締りの対象になるわけで、その取締りたるや社会体のごく基本的な粒子にも、ごく一時的な現象にも理念的には追いつこうと努めるわけである」として、そのありさまを「政治権力の無限小」と形容した<sup>32</sup>。この「政治権力の無限小」の作用する主要な場が、家族であることは言を俟たないが、むろん、ポリスは単に「無限小」の営みだというわけではない。

他方でポリスは、「政治権力の無限大」をも志向した。つまり、「人口」をはじめとした国家や社会の状態や資質を一個の全体として診断する技術と思考をももたらしたのである。ドラマールの「自然法」もまた、そのようなものとして理解することができる。これらの技術と思考は、その集団を把握する理念的上限を提示し、個々の構成員の、単に「そこに生きている」という相における、最も純化された結合関係を表現する。

だがなぜ、かくも懸け離れた無限小と無限大の認識が、ポリスにおいて結びついていったのか。これと同等の問いを、「個人が権力の主題となるのは、その個人が想像の上で存在可能な場の全体を、单一の普遍性によって覆われた領域として対象化する、超越的な視線が、前提されている場合に限られる。そのような普遍的・単一的な領域を対象化することは、そこにおいて、直接の相互作用からは独立して拡がっている「身体の集合（離散する羊の群れ）」を、单一の全体として対象化することでも

ある」と理論的に解決しようとする見方がある<sup>31)</sup>。

一般論としては、あるいはそうなのかもしれない。だが、個人がよりもよって「身体」や「家族」といった相の下に見出されるようになった経緯はなお不分明ではなかろうか。あるいは、そのような超越的な視線、すなわちポリスの監視が「言わば顔を欠く視線のようでなければならぬ<sup>32)</sup>」としても、なおそこには「親の眼差し」をはじめとした一定の視線の型が認められるわけで、それが理念的要請によっていかに超越しようとしても、その歴史的編成から免れて自在にものを見渡すわけではない。よしんば自らはその視線にとっての超越的暗点であっても、対象の上に結ばれる焦点の位置が自然に、かつ客観的に定まるわけではなく、その大部分は歴史的・文化的「他者」に委ねられている。

筆者はむしろ、この近代ポリス論研究を通してこれらの諸点を考察したい。その意味から言えば、ドランマールのポリス総論は、この政治権力の無限小と無限大が結びつく仕方に、自己愛や社会性、そして家族や教育といったいくつかの重要な型が存在するということを示している。さらに加言すれば、これらの連関さえ実は必ずしも整合的なものでなく、例の社会性の原則は、家族とその子どもの「教育」の場において無条件に貫徹されるわけではなかった。つまり、「何人も害してはならない」以下、四つの社会性の原則は、親の懲治権と無矛盾に両立しうるものとは言い難く、そこにはある種の屈折が必要になる。この屈折がいかなる類のものかを含め、今後さらに検討を進めねばならない。この『概論』の目次や索引には、コレージュや宗教、習俗についての記述が受けられ、その先には、健康までも控えているのだから。

(指導教官 寺崎弘昭助教授)

## 註

- 1) 「箴言」19-18
- 2) Delamare,N., *Traité de la police*, Paris, 1705. ただし、この論稿では、ドランマール自身によって増補された第2版 (*Traité de la police*, Amsterdam, 1729, Tome I & II) を用いることとする。
- 3) ただし序文には頁数の記載はなく、これを便宜的に付すこととした。
- 4) 拙稿、「近代ポリス論における教育・序説」『研究室紀要』東京大学大学院 教育学研究科 教育学研究室, 第22号, 1996, pp.5 7-65
- 5) Musart, Ch., *La Réglementation du Commerce des Grains en France au XVIII<sup>e</sup> Siècle : la Théorie de Delamare*, Paris, 1921, pp.33-48
- 6) カルヴァン派についての記述は、N.Delamare, *op.cit.*, pp.272-287に詳しく述べる。
- 7) 劇場・見世物についてもドランマールは非常に重視しており、*ibid.*, pp.397-434 に詳しく扱われている。
- 8) *Encyclopédie Méthodique. Jurisprudence*, tome 10, Paris Liège, 1789-1791, p.839
- 9) Musart, Ch., *op.cit.*, p.40
- 10) 前掲拙稿, p.58
- 11) Donzelot, J., *L'invention du social. Essay sur le déclin des passions politiques*, Paris, 1984 ; Ewald, F., *L'Etat Providence*, Paris, 1986
- 12) Musart, Ch., *op.cit.*, pp.241-242。また、Bibliothèque Nationale の蔵書目録によれば、著者はデュブリエ (Le Cler Du Brillet) となっている。
- 13) Foucault, M., *Histoire de la Folie à l'âge classique*, Paris, 1972, p.90。邦訳、『狂気の歴史』田村倣訳、新潮社, 1975, pp.94-95
- 14) Frank, J.P., *A System of Complete Medical Police ; Selection from Johann Peter Frank*, ed. E.Lesky, Johns Hopkins U.P., 1976, pp.93-101。ただし、原典は、*System einer vollständigen medicinischen Polizey*, Vienna, 1779-1819である。
- 15) Tissot, S. A. A. D., *L'Onanisme*, Lausanne, 1760 (ラテン語版 *Tentamen de morbis ex manistrupatione ortis* (1758) の方が先行)。Cf., Tissot, *Avis au Peuple sur sa Santé*, Ed., D. Teysseire, & C.Verry-Jolivet, Paris, 1993, p.10
- 16) 前掲拙稿, p.59
- 17) 前掲拙稿, pp.62-63
- 18) Foucault, M., 'Les techniques de soi', trad. F. Durand-Bogaert, *Dits et Écrits 1954-1988 IV*, Éd., D. Defert & F.Ewald, Gallimard, 1994, pp.783-813。邦訳、「自己のテクノロジー」田村倣訳『自己のテクノロジー』岩波書店, 1990, pp.17-64
- 19) Kay, J., *The Moral and Physical Condition of the Working Classes employed in the Cotton Manufacture in Manchester*, 1832 ; in *Sir James Kay-Shuttleworth on Popular Education*, ed. T.R.Tholfsen, New York, 1974, pp.41-42
- 20) 「マタイ」7-12
- 21) Hobbes, T., *Leviathan : Parts I and II*, Library of Liberal Arts, 1958, p.130。邦訳、『リヴィアイアサン(一)』水田洋訳、岩波文庫, 1992, p.254
- 22) *Ibid.*, p.130。邦訳, p.254
- 23) Foucault, M., 'La technologie politique des individus', trad. P.-E.Dausat, *Dits et Écrits 1954-1988 IV*, pp.82。邦訳、「個人にかんする政治テクノロジー」田村倣訳『自己のテクノロジー』pp.227-228
- 24) 海老原明夫「カメールルヴィッセンシャフトにおける『家』(一)」『国家学会雑誌』, 第94巻第7-8号, pp.13-16
- 25) さらにドランマールは、この夫婦ないし家族が、人の放蕩や売春といった汚れ淫らな情念を抑制するというプラトン『法律』第6巻の見解を支持している (Delamare, N., *op.cit.*, p.11)。
- 26) ここで典拠とされているのは、「箴言」15-24, 29-15, 29-17, 33-13 なのであるが、最後のものは23-13であろうと思われる。
- 27) ドランマールによると、「結婚は共和国の苗床」という表現は、プラトン『法律』第6巻に依拠している。
- 28) 千葉徳夫「一七世紀ゴータ侯国のお上 (Obrigkeit) と教育」『法律論叢』, 第63巻第4-5号, p.394。同「近世における社会的紀律化とボリツァイ」, G.エストライヒ『近代國家の覺醒』所収、創文社, 1993, p.151
- 29) 海老原明夫、前掲論文, pp.41-50, 及び、「カメールルヴィッセンシャフトにおける『家』(二)」『国家学会雑誌』, 第94巻第9-10号, pp.10-15
- 30) Foucault, M., *Surveiller et Punir*, Paris, 1975, p.249。邦訳,

『監獄の誕生』田村倣訳、新潮社、1977、p.214

- 31) 大澤真幸「主体性の転移（上）」『思想』、No.846、1994-12,  
p.48  
32) Foucault, M., *Surveiller et Punir*, p.249。邦訳、p.214